

## 保育所等訪問支援に係るお願い

鳥栖・基山地区の学校では、令和7年度からは保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）に則って、受入れを行います。

つきましては、手順をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### 【保育所等訪問受入の手順】

	誰が	誰に	何をする
①	学校（担任）	保護者	学校での様子を伝える
②	保護者	計画相談員	依頼
③	計画相談員	学校	児童の学校での様子を観察しに行く
④	計画相談員	市町教育委員会	支援の要・不要を判断する
⑤	計画相談員	保護者・児童・事業所・学校と調整	支援会議を開く
⑥	計画相談員		障害児支援利用計画書作成・提出
⑦	保護者	市町福祉課	保育所等訪問支援の申請書提出
⑧	市町福祉課	保護者	支給決定
⑨	事業所	学校	訪問日程調整
⑩	事業所	児童	訪問支援

集団生活への不適  
応が見られる

保育所等訪問支援  
で支援してほしい

保育所等訪問支援  
が必要!!

回数、支援方法等の確認

※③と④については、日程の都合がつけば、同日に行うこともできます。